



平成電電

News Release

平成17年10月3日

平成電電株式会社
代表取締役 佐藤賢治

民事再生手続開始申立てに関するお知らせ

平成電電株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役:佐藤 賢治)は、平成17年10月2日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、本日東京地方裁判所に申立てを行い、受理されましたので、お知らせいたします(事件番号:東京地裁平成17年(再)第159号)。

弊社は、通信業界の規制緩和を背景に、高止まりする日本の通信料金引き下げを目指すため、平成13年12月よりマイラインを中心とする中継電話サービス事業を開始し、低価格・高品質の電話サービスをお客様に提供することで業容を拡大して参りました。

しかし、同事業の売上原価にあたる他事業者への回線相互接続料を総務省が値上げする方針を示したため、利益率が大幅に低下する可能性が高くなりました。このような状況に対処すべく、平成15年7月に、弊社は、同事業よりも利益率が高く、他社に対する回線相互接続料の支払いがより低額な直収電話サービス事業(CHOKKA事業)を開始しました。

しかしながら、CHOKKA事業を行うために多額の設備投資を実施したにもかかわらず、NTTからの回線切替手続きが極めて煩雑であったことや、他事業者の直収電話サービスへの参入や値下げによる競争環境の激化等により、計画していた契約数の増加を実現できず、結果として弊社の収益が低迷しました。

以上の事情により、弊社は、平成17年10月3日以降の資金繰りの目途が立たない状況となりました。弊社としては、ユーザーの皆様に対する「CHOKKA」、「ADSL電光石火」等の電気通信サービス停止による社会的混乱を回避し、ユーザーの皆様に対するサービスの提供を継続することが最重要であると考え、そのために事業の継続、再生を図ることのできる民事再生手続を最善の方策として選択するに至ったものです。

概要は以下の通りです。

【申立ての概要】

申立日 : 平成17年10月3日
管轄裁判所 : 東京地方裁判所
事件種類 : 民事再生手続開始申立事件

【会社の概況】

商号 : 平成電電株式会社
所在地 : 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
設立年月日 : 平成2年7月27日
代表者名 : 代表取締役 佐藤賢治
主たる事業所 : 東京本社: 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
福岡本部: 福岡市中央区天神一丁目1番1号
主な事業の内容 : 電気通信事業
資本金 : 17億1585万円(平成17年10月1日現在)
株式の状況 : 発行する株式の種類 / 普通株式
発行する株式の総数 / 81万6000株
発行済株式総数 / 33万3764株

株主の状況 : 株主総数 89名(平成17年9月1日現在)
従業員数 : 約1,000名(平成17年9月末現在)
労働組合 : なし
負債総額 : 約1,200億円(平成17年9月末現在)
売上高の推移 : 平成15年1月期 / 9,727百万円
平成16年1月期 / 27,263百万円
平成17年1月期 / 44,066百万円

以上